

# どうのさわナショナルゴルフクラブ会員規約

## 基本会則 総則

### 第1条 (名称・目的)

このゴルフクラブの名称は、どうのさわナショナルゴルフクラブ(以下、当クラブという)と称し、当クラブの会員が、会員相互の親睦を図り明朗健全な社交機関たることを目的とします。

### 第2条 (運営・管理)

当クラブの施設は、株式会社ゆりコーポレーションが、運営・管理を行います。

## 会員

### 第3条 (会員)

当クラブは、会員制とします。

### 第4条 (入会手続き)

当クラブに入会する方は、会則を十分に理解、承認のうえ、入会申し込み手続きを行い所定の入会 金等をお支払いいただきます。入会金につきましては、理由の如何を問わず返金いたしません。また、退会の申し出がない場合、自動的に継続申込みとさせていただきます、会費をご納入頂くことで更新いたします。

1.入会金 10,000円

2.会費 1,000円/月(入会翌々月より指定の口座より引き落とし)

10,000円/年(一括払いの場合)

### 第5条 (入会資格)

当クラブに入会の資格を有する方は、20歳以上の男女で、会則を承認し入会を希望する方とします。

ただし、暴力団関係者、または反社会的行為を犯す恐れのある方は、入会することが出来ません。

未成年者の入会には保護者の同意が必要です。18歳未満のジュニアは、メンバー会員である保護者同伴の場合メンバー料金とします。

### 第6条 (会員証)

会員は、当クラブを利用する時は、会員証を入場時に提示しなければなりません。会員は、会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。また、会員証を紛失した時は、速やかに所定の方法で再発行の手続きをとらねばなりません。また、再発行時には手数料をいただきますのでご了承ください。

### 第7条 (会員資格の譲渡、貸与)

会員は、その会員資格を譲渡または貸与することは出来ません。

### 第8条 (会員除名)

会員が次のいずれかに該当した場合、会社は除名処分等の処分をなすことが出来ます。

- 1.本会則、その他当クラブが定める諸規則に違反した時または、違反であると当クラブが判断した時。
- 2.当クラブの名誉を傷つけ秩序を乱したとき。
- 3.入会に際して、当クラブに虚偽の申告をしたとき。
- 4.当クラブ及び関係者等の判断により、当クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
- 5.他の利用者や係員に対する迷惑行為、当クラブの運営に支障を与えるような行為をしたとき。
- 6.第15条各号の禁止行為を行ったとき。
- 7.その他本条各号に準ずる行為をしたとき。

### 第9条 (会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- 1.退会したとき。
- 2.除名されたとき。
- 3.死亡したとき。
- 4.本ゴルフクラブを閉鎖したとき。
- 5.諸費用のお支払いが滞ったとき。

### 第10条 (退会)

会員が退会しようとするときは、退会する前々月の月末までに退会届を届け出なければならないものとし、会費等の未払いがある場合は、これを完納しなければならないものとし、

## 施設利用

### 第11条 (諸規則の厳守)

会員は、当クラブ利用に際して、別途、定める規則・注意事項を厳守し、当クラブ内では係員の指示に従っていただきます。

### 第12条 (入場禁止・退場)

当クラブは、会員が下記条項の一つに該当する場合は、その会員の当クラブへの入場禁止及び退場を命じることが出来ます。

- 1.暴力団関係者。
- 2.刺青のある方。
- 3.健康状態を害しており運動することが好ましくないと判断される時。
- 4.他の利用者に迷惑をかけるかと判断される時。

5.本クラブの係員の指示に従わないとき。

6.泥酔状態の方。

7.賭博行為を行っている方。

8.第15条各号の禁止事項を行ったとき。

### 第13条 (損害賠償)

- 1.当ゴルフクラブの利用に際して、本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責任を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
- 2.会員、またはビジターが当クラブの施設利用に際して会社または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責任を負うものとします。会員が同伴したビジターについては、同伴した会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責任を負うものとします。

### 第14条 (盗難・紛失・忘れ物)

会員が当クラブの利用に際して生じた、盗難・紛失については、当クラブは、一切損害賠償・補償等の責任を負いません。また、忘れ物・放置ものについては、原則として2週間保管した後、処分させていただきます。

### 第15条 (禁止事項)

- 1.許可なく館内を撮影すること。
- 2.許可なく物品の売買やパーソナルレッスン等の営業行為や勧誘をすること。
- 3.他人を誹謗中傷すること。
- 4.他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- 5.痴漢・覗き・露出等公序良俗に反する行為。
- 6.施設内に落書きや造作をすること。
- 7.動物を館内に持ち込むこと。
- 8.危険物を館内に持ち込むこと。
- 9.係員の業務を妨げる行為。
- 10.他人へのストーカー行為。
- 11.他人の利用を妨げる行為。
- 12.飲酒、喫煙行為。
- 13.その他本条各号に準じる行為。

### 第16条 (容認事項)

シミュレーションゴルフの性質上、停電や機械のトラブルによりプレー中に停止することがあります。プレー再開につきましては、当クラブは、それまでの状態を保証することはできないことを予めご了解いただきます。

## 施設営業

### 第17条 (営業時間)

営業時間は、月から金までの期間で、午後2時から午後10時までと定めます。また、土日祝日は、午前10時から午後10時までと定めます。但し、臨時に時間を変更する場合は原則として、すみやかに施設内に掲示いたします。

### 第18条 (休館)

当クラブは、別途予め指定する期間を年次休館とするほか施設点検日を定期休館とします。

### 第19条 (運営の廃止)

経営上の事情により会社は本ゴルフクラブの運営を廃止することがあります。

## その他

### 第20条 (ビジター)

当クラブは、会員が同伴した会員以外のお客様もご利用いただくことができますが、ビジターについても会則は適用され、ビジターが会則等を遵守しなかった場合は会員がその責任を負うものとします。

### 第21条 (会則の改訂)

当クラブは、必要と認めた場合、本会則の改訂を行うことができます。なお、改訂内容は全会員に適用されるものとします。

以上